

ハーバード大学法学院国際法律研究プログラム

Harvard Law School, International Legal Studies

I はじめに

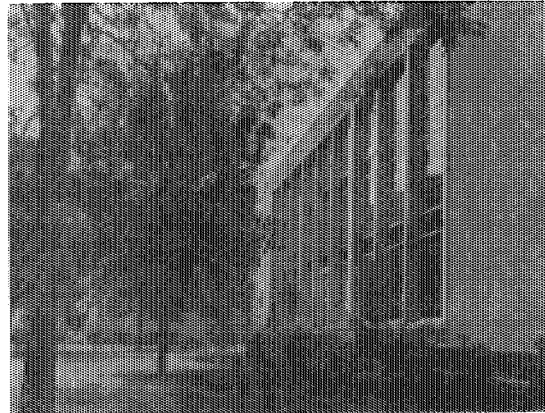
ウォール街の巨大な法律事務所 (law firms) には、2000人ばかりの弁護士が働いている。サンプル調査では、その70%以上が東部名門校であるHarvard, Yale, Columbia の Law School の出身者であり、このうち、Harvard Law School の出身者をみると、在学中の成績がクラスで上位10%以内の者が選ばれている (Erwin O. Smigel『ウォール街の弁護士』, サイマル出版会, 昭和44年)。さらに、べつの調査によると、*Fortune* 誌が毎年選ぶ上位大企業500社のうち、200社のトップマネジメントが Harvard Business School (正式には, Graduate School of Business Administration) の出身者であるといわれる (小林規威「猛烈なハーバードの経営者教育」, 同編『70年代の経営者』, 竹内書店, 昭和45年所収)。

おおげさに言うと、アメリカの法律・経営問題の処理は、Harvard の出身者によってこれまでリードされてきたわけである。したがって、この名門校における最近の教育・研究ぶりを少しでも知ることは、われわれにとってきわめて有意義であろうかと思う。

さて、Harvard University を訪れたのは、70年10月であるが、直接の目的は国際経済、国際経営の法律の研究ならびに関係法令の整備状況を調べることであった。“Transnational Law” の研究で最先端をいく Detlev Vagts 教授の歓待を受け、つぶさに調査を行なうことができた。

マサチューセッツ通りをはさんで、キャンパスと広場 (Common) があり、広場のまん中に立っているリンカーン像の腕は、何者かの手でまっ赤なペンキで塗られていた。この血塗られしリンカーン像の下に自家発電器をもったグループサウンズを変な服装の若者たちが200人ばかりで囲み、騒々しい音楽をだまっていっていた。

この広場の騒ぎとは対照的に、キャンパスではリスが椎の実を食べていたりして、とても静かであった。この学園町ケンブリッジは、となりのボストンと並んで独立戦争前夜からの古い歴史をもっているが、一昨年来、ユ



International Legal Studies Building

ダヤ系学生、黒人学生の処遇をめぐって、キャンパスは動揺していると伝えられている。わたくしがアメリカの大学を訪ねるのは昭和38年、40年に次いで三度目であるが、少なくとも東部の大学では、いろいろな点で「解体するアメリカ」の一端が露呈しているのではないかと、この印象を受けた。同じく訪ねたコロンビア大学については、『アジア経済』、本年6月号に掲載の予定である。なお、最近のアメリカについては、次の2論文がすぐれている。永井陽之助「解体するアメリカ」(『中央公論』, 中央公論社, 昭和45年9月号)、入江昭「日本・アメリカ・世界」(『中央公論』, 中央公論社, 昭和46年1月号)

II Harvard University の組織

Harvard University は、college とその上の school の二つに大別される。前者は男子4年制の Harvard College である。College の学生は専攻を決めるだけで学部はない。前者には女子大学として Radcliffe College が付置されており、両者を合わせると学生数は6000人になる。

後者としては、Harvard College に直結する大学院である Graduate School of Arts and Sciences のほかに、professional school として次のものが設置されている。

Divinity School;

Division of Engineering and Applied Physics;
 Graduate School of Design;
 Law School;
 Medical School;
 Graduate School of Public Health;
 Graduate School of Business Administration;
 Graduate School of Education;
 J. F. Kennedy School of Government;
 School of Dental Medicine.

学生数は約9000人であり、Harvard University全体の教授数は5170人、学生数は1万5198人となっている（いずれも1968/69学事年度）。

III Law School の教育

Law School は、1817年創立であり、現存するアメリカの law school のなかでは最古のものである。教授・研究員は110人、事務員28人、図書館員23人となっている（1970/71学事年度）。

Law School では、最初の degree として Juris Doctor (J. D.)、次の graduate degree として Master of Laws (LL. M.) と Doctor of Juridical Science (S. J. D.) がある。最初の J. D. コースには、college か university の卒業生でなければ入学願書を出すことができない。入学の可否は law school 間で組織する Law School Data Assembly Service (LSDAS) での願書審査と、全国共通の Law School Admissions Test (LSAT) の結果いかんによる。

1. J. D. コース

J. D. コースは3年間である。第1学年は、基礎科目全部(民事訴訟、契約、刑法、財産、不法行為)、それに小グループ科目(憲法、法と経済、など15科目)一つ、それに模擬法廷テストを履修しなければならない。授業のほとんどは、ケース・メソッドによる。

第2学年は、1学期の授業は週平均13時間で、1年を通じ原則としては28時間をこえて履修することはできない。科目はすべて選択であるが、会計法、憲法、会社法、税法のいずれかのコースに集中するように選択する。この基礎科目のほかの科目(セミナーを含む)は113あり、2学年、3学年共通であるが、セミナーは通常3学年と LL. M. コース、S. J. D. コースに提供されたものである。

第3学年では、1学期週平均12時間、年間平均は原則として26時間をこえてはならない。科目はすべて選択で

あるが、反トラスト法、財産法、証拠法、渉外法(国際私法、州際法)のコースは受講希望者が多い。

2. LL. M. ・ S. J. D. コース

LL. M. コース入学資格者は、(1)いずれかの college か university の卒業生であり、かつ(2) J. D. の既得者または同等の者であり、かつ(3) J. D. コースですぐれた成績を残した者または顕著な研究業績のある者である。

LL. M. を取得するためには、1年在籍し、1学期週平均8科目を履修し、論文を提出することである。

S. J. D. コースの入学資格は、(1) LL. M. を取得し、(2) Committee on Graduate Students の審査に合格し、さらに(3)特定教授の許可を得ることである。

S. J. D. を取得するためには、(1)1年以上在籍し、(2)1学期週平均4時間の科目を取得して口頭試問に合格しさらに、(3)提出した論文が Committee on Graduate Students で認められなければならない。

科目履修、口頭試問、論文提出は並列的なものでありしたがって、わが国で言われるような degree を取得しないままの修士課程終了とか博士課程修了というような表現はない。

3. 他の school との関係

Harvard University にあるほかの school とのカリキュラムとの組合せによって二つの degree を同時に取得できる制度もある。たとえば、Law School の学生も Graduate School of Business Administration の学生も、4年間(本来ならば合わせて5年)のうちに J. D. と Master in Business Administration (M. B. A.) を取得することができる。したがって、Law School で“International Legal Studies”(Vを見よ)の科目を履修し、Graduate School of Business Administration で“International Business”の科目を重点的に履修すれば、国際経済、国際経営とその法律問題に詳しい学生が生まれることになる。

なお、弁護士資格を得るためには、degree とは無関係に、別途実施される州別の試験に合格しなければならない。

IV Law School の研究

Law School は、各教授が個別に行なう研究という従来の方式に加えて、近年は、事業活動、政府活動に直結する総合研究プロジェクトを育成している。ちなみに1969/70学事年度の研究プロジェクトは、次のとおりで

ある。

Juvenile and Adult Delinquency ;
International Legal Studies ;
Harvard Center on Law and Education ;
Urban Mass Transportation Study ;
Center for the Advancement of Criminal Justice.

このうち、International Legal Studies と Urban Mass Transportation Study の二つは、Law School の授業と研究とを結びつける特別プログラムとして、それぞれ International Legal Studies, Urban Legal Studies の名称で位置づけられている。

V International Legal Studies

現代の法律問題は多様化し、それを処理する法律専門家の需要も増している。法律事務の面でも、海外に関心をもつ人、あるいは海外投資をしたり、外国貿易をしようとする client が増え、これらの人びとに対して法律専門家が応えなければならなくなってきている。

こうした時代の要請に即して、法学教育・研究は、裾野の広がり求められているのであり、International Legal Studies もこうした方面での教育・研究を統括するプログラムとして設置されているのである（ディレクターは Milton Katz 教授）。このプログラムは、Law School のなかで特定の独立した department とか branch といったものをもっているわけではなく、Law School における通常の授業コースと研究の有機的部分として位置づけられている。もっとも、施設としては、59年以来立派な International Legal Studies Building（写真）をもっており、国際法・外国法図書館、セミナールーム、教授・事務員室、LL. M. コース・S. J. D. コースのスタディールームがはいっている。

“International legal studies” という用語は、国際法、国際機構、外国法、法制度比較、国際取引から生ずる涉外法問題などを包摂したものである。また、国際貿易、海外投資、経済開発、2国以上にまたがる事業活動に係わり合いをもつアメリカ国内法と諸外国の国内法、さらに平和的かつ生産的な国際関係に影響のある各国国内法も研究対象となる。

図書館の整備状況もみたが、上記対象領域に関する法令資料の収集はうらやましいばかりである。アジア経済研究所の主な法律関係出版物も、ほとんど人手されていた。

具体的にこれまで実施されてきた研究プロジェクトを

みると、次のとおりである。

平和維持と国際紛争の平和的処理における法の機能；
個人または外国人財産の損害に対する国家責任；
兵器制限および軍縮の法的側面；
人格の国際的保護；
国際河川の法；
租税政策ならびに国際貿易および海外投資の規整の効果；
多国籍企業；
経済開発の法的・制度的側面（とくに土地法、税制、投資法）；
市場経済・計画経済間貿易の法的側面；
ソビエトの刑法と訴訟法；
国際法に対する中国の態度；
第2次大戦後の日本法の変化；
民事訴訟法の比較。

このほか、プログラムの一部として International Tax Program が設置されている（ディレクターは Oliver Oldman 教授）。研究には、各国別税制（“World Tax Series” として出版）、税制比較、国際・地域機構における課税機能、経済開発における税制の効果、といったものを含んでいる。プログラムは、こうした研究のほか政府税務担当官のために1年間の税制講座を公開している。科目は、税法、租税政策、租税行政、税務会計、経済、国家財政、といったものであるが、カリキュラムの重点は新興発展途上諸国の税制上の諸問題におかれており、受講者はおもに海外からの政府税務担当官である。アジア経済研究所で10年近く続けてきたアジア租税研究会（大蔵省内）による租税制度研究プロジェクトは、この留学から帰られた大蔵省の安井誠氏（現主税局総務課長）などのアイデアが実ったものである。

最後に、この分野をめざす学生に用意されている Law School の国際法、外国法の科目を列挙しておく。国際私法も関係の科目としてかなり組まれているが、アメリカ州際法の科目でとりあげられているので省略する。

<一般コース>

International Legal Process (Prof. Chayes)
Transnational Legal Problems (Prof. Steiner)

<国際法・国際機構>

Improving Compliance with International Law (Prof. Fisher) ;
The Law of War (Prof. Baxter) ;
New Nations and the Uses of International Law

(Prof. Fisher);

United Nations Law (Prof. Baxter);

<国際事業・経済開発の法的諸問題>

International Business Problems (Prof. Vagts);

International Response to Science and Technology
(Prof. Chayes);

Law and Development (Prof. Steiner);

The Law of International Trade (Prof. Berman);

Tax Reform in Developing Countries (Prof.
Oldman);

<法制度の比較>

The Civil Law System (Prof. von Mehren);

Chinese Attitude toward International Law (Profs.
Baxter and Cohen);

Selected Topics in Comparative Contracts Law
(Prof. von Mehren);

Directed Readings in Soviet Law (Prof. Berman);

Law and Social Change in Africa (Prof. Fuller,
Mr. David Smith);

Modernization of Law in East Asia (Prof. Cohen);

Soviet, Chinese and Western Approaches to Inter-
national Law (Prof. Baxter).

VI 外国法教育・研究の問題点

アメリカの大学教育、専門教育の現状やそのきびしさについては、最近もいくつかの資料で明らかにされているので、ここでは省略する(たとえば、小林規威、前掲書;「アメリカの大学教育」、『経済セミナー』、日本評論社、昭和45年9月、10月号;細川恒「病める? アメリカ」、『貿易政策』、通産省通商政策研究会、昭和45年9月号)。

法学教育は専門教育としても重要なものであり、わが国でも昭和41年末に東大法学部長が東大法学部学年延長談話を発表して話題をまいた(「法学部学年延長問題」、『ジュリスト』、有斐閣、昭和42年2月15日号)。日本の法律を日本語で教えるだけでもこうした問題を含んでおり、まして外国の法律をその国の文明理解の上に立って自国語と外国語で教えるためには、障害があまりに大きい。国際化時代にはいつてきたとはいえ、外国法教育・研究はいぜんとして不毛であるといわざるをえない。国際化の最先端をいくアメリカにおいてさえ、国内法分野に比べて外国法の教育・研究は相対的に遅れている。アメリカ企業が多国籍企業になったとしても、企業の法律問題の7割ぐらいは国内法問題であるといわれている。

Harvard Law School の卒業生の調査でも、渉外弁護士の希望は、全体のなかでの比率からするときわめて少ない。法律家としては努力の大部分をアメリカ法の理解に集中することになり、またその方が専門家としての評価は高くなる。Law firm の弁護士たちに対する“up or out”(昇進・転出)のルールも、実際にはアメリカ法への理解度ではかられているようである(Erwin O. Smigel)。

アメリカでも、国際経済に係わる法律を専門分野とする人、また将来その道に進もうとする人からみると、ハーバードを中心とする法学教育・研究には、まだ不十分のようである。国連本部、アメリカ議会図書館、商務省などの法律担当官からも同じような話をきかされた。

日本の法学教育でも、外国法部門への力の入れ方は、諸外国の場合と同じようなものである。しかしながら、それにしても日本の法学部・大学院で行なわれる教育・研究はあまりに日本的すぎるように思われる。つまり、日本語で日本法を教え、ごく一部で英米法、フランス法、ドイツ法をとりあげるといふ具合で、国際社会の変動とか、100余りも存在する『第3世界』の国ぐにの法律というものに無関心でありすぎる。

今いちばん求められている法律専門家は、国際経済、経済協力の法律問題、新興発展途上諸国の法律を、外国的に理解できる人であるといっても過言ではない。にもかかわらず、法学部は余りに保守的である。アメリカの law school がすぐれていてわが国のそれがどうこう、と言っているのではない。わが国の法学部は、もう少し新興発展途上地域の法律問題、トランスナショナルな法律問題などをとりあげるイントロダクションのような教育・研究の根を植えてつて然るべきものと思う。

〔追記〕本稿の執筆にあたっては、在ニューヨーク日本国総領事館村上和夫領事および恩師である慶応大学小林規威助教授のご教示に負うところが大きい。ここに感謝の意を表したい。

(経済協力調査室主任調査研究員 桜井雅夫)